

第29号議案

令和9年度仙台市立中等教育学校入学者選抜方針について

令和9年度仙台市立中等教育学校入学者選抜方針を別紙のとおり定めることにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第15号の規定により、議決を求める。

令和7年12月22日

仙台市教育委員会
教育長 天野 元

令和9年度仙台市立中等教育学校入学者選抜方針

仙台市立中等教育学校における入学者選抜は、中等教育学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 仙台市立中等教育学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、小学校においては調査書作成のための委員会を、仙台市立中等教育学校においては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 入学者選抜

- (1) 入学者の選抜に当たっては、調査書及び適性検査（総合問題、作文、面接）の結果に基づいて、出願者を総合的に審査するものとする。
- (2) 適性検査
 - ア 適性検査は、総合問題、作文、面接とする。
 - イ 総合問題は、小学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、これまでの体験や身に付けてきた力を基に、論理的に考え的確に判断し、課題を解決する力や表現する力等をみるものとし、適切な質と分量になるよう配慮するものとする。
 - ウ 作文は、与えられた課題に対し、自分の考え方や思いなどを的確にまとめ、文章で表現する力をみるものとする。
 - エ 面接は、志願理由書を参考資料として、志望の動機や学習への関心・意欲、長所等を多面的にみるものとする。